

請 願 番 号	請 願 第 3 号	件 名	下水道使用料の引き上げ計画の撤回を求める請願
受理年月日	令 和 2 年 1 1 月 1 6 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市新鵜沼台5-140 各務原市上・下水道問題を考える会 三戸 光則
付託委員会	建 設 水 道 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

平成31年4月に下水道使用料が15%近く引き上げられました。この下水道使用料の更なる15%の引き上げは平成30年9月議会で決められており令和4年4月に施行されます。

こうした中、昨年10月の消費税10%増税により景気が減速する最中、更なる新型コロナウイルス禍によって私たち市民の暮らしへの困難が深まりつつあります。

コロナ禍は、中小零細企業はもとより大企業にも大きな経済的な負の影響を与えつつあります。企業倒産、失業者の増大、非正規雇用の雇止め、賃金引き下げと経済的な負の連鎖が進みつつあります。そしてこのコロナ禍による経済的危機はここ数年にわたって続くと言われていています。

このような中、今年に下水道事業経営戦略において計画期間30年ではありますが令和8年度、12年度、16年度、20年度とそれぞれ10%の下水道使用料の引き上げ計画が策定されました。市民はいつ収束するかわからないコロナの影響が加わり厳しい生活が余儀なくされています。下水道は生活インフラであり、必要不可欠な事業です。誰もが安心して使用できる下水道使用料にするため以下の事項を請願いたします。

(請願事項)

1. 令和4年4月に施行される下水道使用料引き上げの撤回。
2. 令和2年6月議会で示された計画期間30年とする基本計画令和8年度、12年度、16年度、20年度それぞれ10%の下水道使用料の引き上げ計画の撤回。

請願番号	請願第4号	件名	都市計画税剰余金の取り扱い等に関する請願
受理年月日	令和2年 11月16日	請願代表者 住所・氏名	各務原市前渡西町1丁目12番地 足立 全規
付託委員会	総務 常任委員会	紹介議員	杉山元則、古川明美、永治明子、波多野こうめ

(請願趣旨)

各務原市は、令和3年度予算編成方針で、基本的スタンスとして「令和3年度は令和2年度に比べ30億円程度の税収の落ち込みが見込まれている。その一部は国の制度により補てんされるものの、少子高齢化などを踏まえると、将来的な税収の劇的な回復は見通すことはできず、これは7年連続で市税の増収を続けてきた本市にとって非常に厳しいものである。」という認識を示したうえで、「不要不急の事業の抜本的な見直しをするとともに、これまで積極的に取り組んできた事業について、コロナ禍においても推進すべき事業を厳選し、盛り込んでいくこととする。」と述べている。この方針に基づいて市長の柔軟かつ適切な判断のもと、コロナ禍のなかで市民が納得できる予算を編成されることが喫緊の課題といえる。

このような状況下において、都市計画事業の財源として都市計画税剰余金をより有効に使うためその取り扱い等について、現行の方針や制度の変更を求めるものである。

1. 令和元年度から令和2年度に繰越された都市計画税は375,666千円で、令和2年度以降に実施される、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業（以下「都市計画事業等」という）に充当しなければならない。令和2年度各務原市予算の概要（別冊）《都市計画税の用途》によれば、都市計画税が充当できる経費が税収を上回る見込みである。年度末に都市計画税充当可能額を見極めたうえで、元年度剰余金375,666千円の一部を充当すべきと考える。繰越された都市計画税が充当できるのに充当せず、その他の一般財源で補填するのは適切な財政運営とは言えない。厳しい財政状況が続くと予測されるなか、的確かつ丁寧な財政運営を望むものである。

2. 平成29年度から令和元年度までに生じた都市計画税剰余金は726,964千円で、現行の方針・制度では学校施設整備基金（都市計画税）に積み立てられ、学校整備のみにしか使えない財源となる。厳しい財政状況のなかで、今後、道路・公園・下水道・一般廃棄物処理施設等に加え、学校も都市計画事業として整備していくため、現行の方針・制度を変更して、すべての都市計画事業等のための新たな基金を創設し、学校施設整備基金（都市計画税）残高を積み替えるとともに今後の都市計画税剰余金を積むべきである。そうすれば、都市計画税が不足する年度の財源となり、都市計画税をより有効に使うことができる。また、年度間の財源調整機能を持つことで、都市計画事業等の計画的な実施を可能とするとともに都市計画税納税者への説明責任を果たすことができると考える。

以下の項目を実施するよう市議会として市長に要請してください。

(請願事項)

1. 令和2年度都市計画税を充当してもなお都市計画事業の財源が必要な場合、元年度から繰越された都市計画税を活用すること。
2. すべての都市計画事業等のための新たな基金を創設し、学校施設整備基金（都市計画税）残高を積み替えるとともに都市計画税剰余金（繰越された年度の都市計画事業の財源を除く）を積むこと。

請 願 番 号	請 願 第 5 号	件 名	日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願
受理年月日	令 和 2 年 1 1 月 1 6 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市各務西町1-194 新日本婦人の会各務原支部 支部長 足立 トミエ
付託委員会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

2017年7月の国連での「核兵器禁止条約」の採択以来、ローマ法王の「戦争目的の原子力使用は犯罪以外の何物でもない」というメッセージや、ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)のノーベル平和賞受賞、そして何よりも、命をかけて「被爆体験は私たちが最後に」と訴えるヒバクシャの声が世界中を動かし、今年10月24日「核兵器禁止条約」が、条約批准50カ国を超え、2021年1月22日に発効されることになりました。この条約によって、歴史上はじめて、「核兵器は違法」とする国際法ができることとなります。

日本政府は、いつまでも「核保有国と非核国との橋渡し」に固執するだけでなく、唯一の戦争被爆国にふさわしいイニシアティブを発揮し、核廃絶を訴えることこそ核大国の姿勢を動かし、核兵器廃絶へ前進できるはずです。

岐阜県内では、関市、多治見市、関ヶ原町、神戸町、池田町の各議会で、国への意見書が採択され、全国では494自治体(県は岩手・長野・三重・沖縄・鳥取の5県)が意見書を提出しています。今回の条約発効を受けて、国に意見書を提出する市町村県議会も増えると予想されます。

各務原市議会におかれましても一刻も早く「核兵器禁止条約」へ、国の参加を求める働きかけをおこなってください。

(請願事項)

1. 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名・批准調印することを求める意見書を提出されるよう請願します。

請願番号	請願第6号	件名	気候変動に対する非常事態宣言を求める請願
受理年月日	令和2年 11月18日	請願代表者 住所・氏名	各務原市鵜沼三ツ池町1丁目128 藤和シティーコープ各務原605号 今尾 幸子 ほか924名
付託委員会	民生 常任委員会	紹介議員	古川明美、杉山元則

(請願趣旨)

世界各地で熱波・台風・豪雨・洪水・干ばつ・森林火災などの極端な気候変動が頻繁に引き起こされ、多くの人々や生き物、自然が犠牲となっています。

日本各地でも、猛暑・台風・集中豪雨・洪水などの気象災害で多くの方々が被害に遭われています。コロナウイルスの脅威同様、温暖化による気候変動も緊急の課題です。

世界気象機関(WMO)は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解を示しています。

地球温暖化対策として、2015年のパリ協定にてCO₂の削減合意がなされたにも関わらず、むしろ排出量を増やし続け、地球の気温は上昇し、現在のような災害が続いています。

世界の気温上昇は既に約1.0℃に達していて、最低でも1.5℃までに抑える必要があります。それには一人一人がこの事実を知ること、そして一人一人が出来ることに取り組むことにかかっていると思います。そして、そのリミット(期限)が差し迫ってきています。

昨年7月イギリスの公共放送(BBC)や世界各地で報道された内容(日本では報道されていない)ですが、気候変動(地球温暖化)のレベルが、生物が生存可能なレベルになるかどうかは、この18カ月にかかっている、と報道されました。

日本でも2019年9月、日本学術会議の科学者・学術研究者が地球温暖化に対する緊急メッセージを発表しています。

2016年12月、オーストラリアの行政機関が初めて「気候非常事態宣言」を議会で採択して以降、世界で25カ国の約1200の自治体が「気候非常事態宣言」を承認しています。日本では長崎県壱岐市を含む、41の自治体が宣言し、6月には環境省が「気候危機宣言」を発表しました。(2020年10月現在)

各務原市においても、いつ大きな災害に見舞われるかわかりません。決して他人事ではないのです。

防災だけではなく、地球に優しい暮らしを推奨することが、市民の命を守ることにつながるのだと思います。

地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって、脅威になっていることを認識し、岐阜県として初の自治体として気候非常事態を宣言すること、脱炭素化・省エネルギーの推進・プラスチックごみの削減など、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいくことを求めます。

(請願事項)

1. 各務原市として気候非常事態を宣言し市民への周知啓発や教育に努める。
2. 下記の協働を市民や企業に呼びかけ、各務原市地球温暖化対策推進計画の実現を目指す。
 - ・ゼロ・ウェイスト(ごみの出ない生活スタイル)な社会の構築。
 - ・プラスチックごみ・マイクロプラスチックを発生させない暮らし、産業の提

案。

- ・ 生ごみの堆肥化（コンポストの設置）で持続可能なまちづくり。
 - ・ 省エネルギーの推進、2030年までに市内で利用するエネルギーを、化石燃料から再生可能エネルギーに完全移行できるよう、行政が主体となっている。
3. 日本政府ならびに各自治体に、「気候非常事態宣言」についての連携を広く呼びかけていくこと

請 願 番 号	請 願 第 7 号	件 名	各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画に関する請願
受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 8 日	請 願 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	各務原市前渡西町1丁目12番地 足立 全規
付 託 委 員 会	経 済 教 育 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	杉山元則、古川明美
<p>(請願趣旨)</p> <p>各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会は、令和2年6月15日に第1回の開催後、すでに第5回まで終了し、年明けに第6回・第7回の2回開催予定で3月には答申書を取りまとめるとしている。私は第2回から第5回までの委員会を傍聴して生の議論を拝聴し、まだまだハード・ソフト両面で議論すべき課題が山積していると痛感している。</p> <p>市教委は市長部局とともに答申内容を精査し、当該基本構想・基本計画を定める運びとなると思われる。その前段階として、策定委員会の答申内容、委員会で議論された課題やその解決策、市教委が答申内容から変更した点や加筆した点等十分な説明を受けたうえで議論を尽くし、修正すべき点や今後基本設計等で検討すべき課題について市長・教育長に提言するように求める。</p> <p>(請願事項)</p> <p>各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画が確定する前に、議会として十分な説明を受けたうえで議論を尽くし、当該基本構想・基本計画の修正すべき点や基本設計等で検討すべき課題について市長・教育長に提言すること。</p>			

請 願 番 号	請 願 第 8 号	件 名	各務原市新総合体育館建設基本構想に関する請願
受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 8 日	請 願 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	各務原市前渡西町1丁目12番地 足立 全規
付 託 委 員 会	経 済 教 育 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	杉山元則、古川明美
<p>(請願趣旨)</p> <p>各務原市新総合体育館基本構想・基本計画策定委員会は、令和2年8月6日に第1回の開催後、すでに第3回まで終了し、年末に第4回、年明けに第5回を開催し、3月には答申書を取りまとめるとしている。私は第2回及び第3回の委員会を傍聴して生の議論を拝聴し、新総合体育館の位置やその規模等に大きな違和感を持ち、さらに議論が必要であると感じています。</p> <p>市教委は市長部局とともに答申内容を精査し、当該基本構想を定める運びとなると思われる。その前段階で議会として、策定委員会の答申内容、委員会で議論された課題やその解決策、市教委が答申内容から変更した点や加筆した点等十分な説明を受けたうえで議論を尽くし、修正すべき点や今後基本計画等で検討すべき課題について市長・教育長に提言するように求める。</p> <p>(請願事項)</p> <p>各務原市新総合体育館建設基本構想が確定する前に、議会として十分な説明を受けたうえで議論を尽くし、当該基本構想の修正すべき点や基本計画等で検討すべき課題について市長・教育長に提言すること。</p>			